

報告第4号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

令和3年3月31日

豊川市長 竹本幸夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

豊川市長 竹本幸夫

## 豊川市条例第14号

### 豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第30条の4の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第35条の10第3項」を加える。

第30条の4の3第4項中「所得税法第203条の6第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第35条の9第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第35条の10に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第63条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第12条の2第3項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第22項を削り、同条第23項を同条第22項とし、同条第24項を同条第23項とする。

附則第12条の4の見出しを「（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義）」に改める。

附則第12条の5の見出しを「（令和4年度又は令和5年度における土地の

価格の特例)」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第13条の見出しを「(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第13条の3の見出しを「(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の課税の特例)」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第14条の見出しを「(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「得た額)」を「得た額。以下この条において同じ。)」に、「得た額を」を「得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を」に改める。

附則第17条の2第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第17条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第17条の3の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第20条の見出しを「（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第20条の3（見出しを含む。）中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第21条の見出しを「（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「得た額」を「得た額。以下この条において同じ。」に、「得た額を」を「得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置

等」という。) (中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条項	規定事項	説明
総括		市税制度の適正化を図るため、個人の市民税における退職所得申告書の電子申告制度の創設、固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、軽自動車税の環境性能割の非課税措置の延長等の措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行うものである。
第30条の4の2 第4項	個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書	給与所得者の扶養親族申告書について、電子申告により提出することができる要件を退職所得申告書の電子申告に係る要件と同様とするものとする。
第30条の4の3 第4項	個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書	公的年金等受給者の扶養親族申告書について、電子申告により提出することができる要件を退職所得申告書の電子申告に係る要件と同様とするものとする。
第35条の9 第1項	特別徴収税額	規定の整備
第35条の10 第3項 第4項	退職所得申告書	退職所得申告書について、当該申告書を経由する退職手当の支払者が一定の要件を満たす場合には、電子申告により提出することができることとするものとする。
第63条の4	環境性能割の税率	規定の整備
附則第12条の2 第3項～ 第23項	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合	規定の整備

附則第12条の4	土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義	規定の整備
附則第12条の5 第1項 第2項	令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例	令和4年度又は令和5年度の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によつて修正した価格として当該年度分の固定資産税の課税標準とするものとする。
附則第13条 第1項～ 第5項	宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例	宅地等に対して課する固定資産税の特例について、令和3年度から令和5年度まで現行と同様の措置を継続し、その上で、令和3年度に限り、当該措置等により税額が増加する宅地等については、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものとする。
附則第13条の3	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の課税の	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例について、令和3年度から令和5年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。

	特例	
附則第14条	農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例	農地に対して課する固定資産税の特例について、令和3年度から令和5年度まで現行と同様の措置を継続し、その上で、令和3年度に限り、当該措置等により税額が増加する農地については、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものとする。
附則第17条の2 第1項 第2項	特別土地保有税の課税の特例	規定の整備
附則第17条の3	軽自動車税の環境性能割の非課税	軽自動車税の環境性能割の非課税措置の適用期間を9箇月延長し、令和3年12月31日までとするものとする。
附則第17条の3 の2 第2項	軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例	規定の整備
附則第20条 第1項～ 第5項	宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例	宅地等に対して課する都市計画税の特例について、令和3年度から令和5年度まで現行と同様の措置を継続し、その上で、令和3年度に限り、当該措置等により税額が増加する宅地等については、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものとする。
附則第20条の3	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例について、令和3年度から令和5年度まで現行と同様の措置を講ずるものとする。

	画税の課税の特例	
附則第21条	農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例	農地に対して課する都市計画税の特例について、令和3年度から令和5年度まで現行と同様の措置を継続し、その上で、令和3年度に限り、当該措置等により税額が増加する農地については、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものとする。